

洋書日調所譯 每集活版

官板 海外新聞 壬戌二月刻

東都江左老臬館

西垣文庫
文庫10
7268



特 文庫10
7268

*at the
of
the
at*

バタヒヤ新聞卷十三 文久二年九月十九日 辛酉年十月十九日 卯

唐土

第九月八日 廣東の報告よ 太平王の徒稍衰へ 外國人との交際漸く和らぎ 既に葡萄牙使節新よ條約を結べり



漢口の商賣を古よ復へ 天津を北京の騷動よ因り 永く賣れざる品物を下直よ 驚き利益少く 又近頃上海香港の輸入漸く減下 前年よ比すれど 些細あり 然れ共 亞墨利加及び歐羅巴への輸出を今猶盛あり

上海の風説よ 合衆國南部政府の免許状を受る スクロー子ル 數艘此港よ到著す可いと 是故よ 廣東諸港よ繋げらる 合衆國

文久二年二月刊



北部の高船之を危ぶみ船中廣けれ共品物を積入れず然る
よサギナウ號カノン加農船上海カノンに到着し其虚説あるを知れり
廣東よて商人等會合し外國人の高賣を止る手立を設けり
上海も尤之を廢せんと爲せしよ北京の觸書よ是迄輸入運
上を出せる外國船も隨意よ唐土諸港へ渡來す可しと諸人
之を見て首を疾しめ額を蹙て恐怖せり然れど此法行ふ
時も真よ商人の災害生ずるよ因り廣東役人之を廢す可し
と評議よ及べり又天津の報告よ此地も外國人よ對し些細
の過ちより大害を起し諸人困苦せり是故よ香港上海の役
人元來貿易を好まざれど英國政府へ談判して愈之を廢せ

んと欲し且云ふ今其事如何成行く共廣東の貿易規則を舊
法を守る可しと

廣東の英領よて高賣繁昌し殊よ武器も高價よ賣捌け利益
多く商人等美麗の家室堅固の府庫を建てり今之よ因て考
ふるよ此地も後日英の勢盛あるを知る可し

第八月二十二日咸豐帝熱河よて崩ぜり此よ於て當今北京
の攝政恭親王即位するや或も其中兄あるや未ぞ知る可し
らず彼中兄も常よ帝の傍に在り故よ帝之を愛し我位を禪
ふる可しと遺言せり然れ共此人も生來外國人と不和ふれむ
諸人恭親王の即位せんとを願へり

上海の風説は天津に在る一揆の楯籠れる堅固なる南京城を兵士強けれ共遂に北京へ取戻し且其近傍を悉く恢復せり

○埃及

第八月六日亞拉散得の報告は據れど埃及王を孔士但丁コンスタンチンの趣かず又諸人は許して土耳其新帝を祝せず先は此王を佛蘭西の両替屋へ頼み安利の貨幣を借んとすれ共遂げざれば止を得ず我が入費を儉約し經濟を立直せり其仕方を役人及び兵士三分の一を退身せしめ且數多の馬を賣拂ひ是より於て一年の入費殆二千萬フラング減少せり

佛蘭西人の書翰は蘇士峽を堀開うんが爲め國內の役夫各賃銀を受ずして格外に力を盡せり其群聚する人數の多きを幾千萬人う計られず又巴黎斯の新聞は據れど埃及に在る留する英の岡色爾仁尼臘爾蘇士峽に來り其堀開を見分て云ふ此業必ず成る可しと又倫敦の新聞は據れど此時岡色爾仁尼臘爾の説く所も其旨を得ずと蓋し此人も彼堀開を見て何等の故を示せるや未知る可らず

○英吉利

英國の役人も北亞墨利加の英領安全なるを欲し第八月七日倫敦より兵卒數隊加拿多に送らんとしてグレアトエアス

テルン號の軍艦を用意せり

當年英國中木綿拂底ふり其故も亞國の木綿を多く用ゐるよ彼より絶て輸出せざれむふり是故も第八月十六日木綿を算するよ九十四萬四千三百六十九把前年を百十五萬七千五百九十九把ふり當今英國よて亞國の木綿中品の價千八百六十年第八月よ比すれむ百分の三十五高價ふり又此新聞紙よ據る時を亞國の木綿若前年の十一月十五日よ渡來せし時多く賣捌けふれむ忽盡るふる可し又或人の説よ糸を組み織物を爲す者其職を廢す可しと此説話何れも害無き仕方ふり定て糸及び織物を追く減少す可しと

思もれとり又巴黎斯の新聞紙よ英國も亞國の戦争よ因て災難を受け大よ困窮せりと今之を考ふるよ英國中木綿拂底ふるよ久しけれむ合衆國南部の通路を妨ぐる北部の兵を攻破るふらん

○比利時

千八百六十年比利時よて新よ造れる鐵道も是迄七百五十萬人往來せり然るよ死傷する者一人も無りし抑此國を鐵道開ける以來死する者僅よ六人傷つく者七十四人ふり然れむ此入費を近頃政府よて常よ少くも其半を償へり又役人の記録よ千八百六十年鐵道の入費も百分の四十八減ト

其出銀高も總入費百分の十減ぜり比利時鐵道を開く初年
も入費も就き出せる利息并返金を算するも不足せると
千八百五十一年の末も三萬千五百九十九萬八千四百九十八
才も上れり其頃より此入費を償ふとを得て今全く算を清
するも至る

○佛蘭西

佛蘭西も穀物の出來頗る宜し然れ共政府への收納も未だ
十分ならず殊も小麦も中等も至らず

○以大利

羅馬の報告も此地の學者サン・左キ及びレナのピロモニ

死するも付て衆く學者を選舉せり

多靈チユリンの北二三里を距るサンモリヲよて一組の兵隊を備

へり且此地よて那不勒王ナールスの兵卒多分も南以大利より熱那セニョア

よ赴く者を呼歸して一組の兵隊を立てり

撒丁役人合衆國へ盲板蒸氣軍艦二艘を詔へ其價一艘よて

六百萬フランク出せり

第八月十二日多靈よて役人等の觸渡もスペンヤ港も在る

海軍の用金を三千六百萬フランク出さんと其故もリカソ

リも勇猛なる海軍大將よして王國以大利の爲も彼兵隊を

必用と思ひ若干の入費とり共厭も速も備を立んと欲せ

るよ因れり

那不勒よりアドリヤ亞得亞海の方よ鐵道を造らんが爲よ出銀を請

負者有りしが從來の法よて利益少ければ今之を辭せんと

す然るよ多靈役所よて之を聽ずして又て其利益多る可

しと思ひ自ら鐵道を造らんと決定し衆人と約束して南以

大利と他所との通路を速よ開き大よ利益を得んとせり

○亞墨利加

新蘇格蘭スコットランドの地中より夥しく黄金を掘出し其鑛夫の入費を

償ふよ足れり殊よ或人の説よ英領の内よて第一の金山と

云ふ可しと

バタヒヤ新聞卷十四文千八百六十年辛酉九月十三日十六日即ち

○日本

荷蘭軍艦カセロトよ衆組みし者多く眼を病みければ先其

六十餘人の者を横濱のコンヰル役所の向ひある明き藏へ

入れて養生せしむ

長州下關よて日本役人を英國測量船の指揮役よりの願よ

任せ日く上陸するを許し且大凡日數三週の間役人と同

道して諸方よ徘徊し殊よ市中を遊覽せんとせり但役人も

數度此船中よ招われしり

各國の使節も日本政府の許を受けて江戸よ旅館を設け堀

を穿ち堤を築うんとせり

○英領印土

第七月中印土よても雨天引續きて其時候も千八百三十七年飢饉ありし時の如し然れども北西印土へ英國政府より窮民の扶助を為せり則テルロ府中よて一萬人其村里よても亦一萬人扶助を受けり又更よ一週日毎よ錢貨を寡婦よ與へし每月千ロペーンよ及びとり又窮民等をして諸職業よ就りしめアグラよても日々六千人を使役し他の地方も亦此の如し又ペスカウルよても食物乏しく之を爲す數箇村全く人かき郷と爲りぬ

佛人も引續きて力を紅海よ盡せり又俄人もボクハラ領主の頼みを受て一揆を鎮め之よ依て亞細亞洲の事よ係する好機會を得たりとぞ

○以太利

第八月九日撒丁役人の日記よ先よガリバルデが國內を防禦せんとして設る所の法則を當今政府よて大よ改革せり斯て第九月中二百二十バタイロンの兵隊を備へんとて速よ英國へ頼み鐵炮十萬挺を製造せしむ但其兵士も皆壯健よして千萬人よ秀でたる者ふりとぞ

多靈の金奉行リカソリも第六月三十一日宰相と爲り之が

權威を握りて以太利の政事を改革するよ甚力を盡せり是
よ於て國中の人心如何と探りければ不思議なる哉先よ敗
亂せる政府を助くるの念なく且當今の政事如何を考へず
且又鐵道並よ他の職事をも評議せず甚歎息すべきとふれ
ど廻状を出し諸人よ示せり其文よ云ふ

我軍艦をスベスシヤよ備へ此港よ往来せんが爲よ長二
千七百キロメートルの鐵道を作る可し其入費の借財を
今年第七月より八箇年中よ之を返す可し但其總計を大
略七萬五千萬フランクあり其二千九百萬を役人より
之を出し其他を年貢を以て之を償ふ可しと

先よ開ける所の鐵道を見るよ誠よ能く整へり其初道路
險阻よして危難多うり一が莫大の費用を出し諸人を使
役し遂よ此の如き便利あるを得たり故よ今スベスシ
ヤよ作らんとする鐵道を必之を遂ぐ可し是以太利を安
全からしむるの策よして尤缺く可らざる事なり當今以
太利中の一部を外國の所領とふれ共速よ恢復するに疑
かし其故を歐羅巴人を我國人の豪勇よして王事よ勤勞
し殊よ軍法よ老練あるを以て之を助けんとせり然るよ
彼の一揆の徒と血戦せんと欲し人心を惑す説を爲す者
あるも最怪しけれ斯て歐羅巴人も猶我輩を學者と稱し

且洋教を重んじて其法を守るに他人より越へたりと思へり昔時を歐羅巴人の我を信ずると淺くして少く相和せざれば之を誘り以太利の南部を失ふ時より當りても尤大に誘りたり且以太利全國の處置を爲さんとて巴勃の集會に於て暴政を行ひ之が爲に南部の人民を辱しめ遂に諸人を罪したり故に是時歐羅巴人大に之を笑ひしる今も然らず其事の起る緣由を知りければ又て我を助んとせり是より於て天日復明よして四方を照し我人民中よ於て新の企を爲して恢復せんと欲する者ありたり是を以て以太利の基礎堅固あるを見ざる可し人能く一揆の

起る緣由と其根本とを考へ且僅りの人民よて政府四箇所を打破り又速に之を振起せると古今希なる大業と云ふ可し此の如きを我等紳士の才智に依り人民能く政法を守るが故かり然れども當今行ふ可き事件を此合一せる諸部を以て一體とし公平に處置するに肝要なり此故に土地の役人等評議して之を整んと欲し種々心力を勞しより我念ふに國中人民の生活を助けんが爲に金藏より多く食料の價を出し金銀の融通を遲滞せざらしめども以太利を安全ある可し此の如くして我人民異論なきよ於て其他の歐羅巴人より危難を受くると無く又大切なる

諸事件も差支あきま至る可し是以大利の安全のみふら
ず兼て歐羅巴洲も益繁榮ふる可しと

○是班牙

馬德里の新聞紙中より三多明各よりの書翰を載せしり是第
七月十一日は國兵隊軍艦六艘を牽ひてポルトアウプリン
セ港に到着し其船將より海地の政府に告げしよ我三多
明各を襲ひラスマタスの一族及び近傍の諸村を損害せし
を償ふ可し又我兵の爲よポルトアウプリンセ府よて祝炮
二十一聲を放つ可し諸費用を海地の金藏より出す可しと
云へり則之に答へけるは是國兵隊をラスマタス及び他の

諸村より来るよあらず三多明各より移れる者よて且此
戦争中是國人の亂妨せるも亦知る可らざれむ其損失を雙
方評議して之を償ふ可し又我より祝砲を放さむ汝必ず之
に答ふ可し元來是國よても海地を見るとき朋友よ均しき理
あり汝等之を察せずやと云へりとぞ

○日耳曼

匈牙利の執政官等會議して第七月二十一日帝命に答へし
書の首に帝命を承允せる事を記し次に其志を述べて云ふ吾
等人民に代りて深く陛下を尊敬し且其職を重んじて本國
人民の爲に政事の是非を評議す可し抑吾等も陛下の命令

及び法則を遵守するを云ふ及ばず聊も違背す可らず然れ共偏よ本國の爲よ其國體を存せんと思へ之を議せざるを得ず前年第十月二十日よ出せる所の命令を熟考すよ本國よ於ても論なく自國の爲よも甚善うらず今若偏よ命令を奉らふ本國の執政官グ志よも叶ふ可けれ共實よ國體を失ふとかれ一日とり共人民の爲よ役人とおふと能も若又人民の欲する所よ出でずして匈牙利を處置せんと欲せど吾等の目して政法よ悖る者とせむ假令執政の命かり共敢て之よ從えト吾等を堅く國法を守り新令及び舊令を行ふよ専ら其國體を失えざるを欲して至小の誤ありと云ふ共速よ之を改革し又之を廢せんを願ふ是故よ千八百四十八年の命令を守て之を存せんとす此命令を元來能く正道よ出て上下一致し真よ易ふ可らざる法かれ本國の執政よ同意して安よ其法則を加へ別よ新令を立るを待とず吾等も皆役人かれむ専ら匈牙利を愛する意のみよして曾て他念あると無し實よ神明よ誓て一毫も私意を挾まず又其志を變ずるを欲せず若之を以て帝命を拒むと一我よ汚名を與ふるも固より辭せざる所かり嗚呼本國の危難今や起るも知る可らず然れ共吾等も民と一致して其職務を守り本國の爲よ心思を盡すのみ苟非道を以て之を處

り

置するを欲せず假令一旦危難の起る共下民能く之を忍
び勇氣を失もざる時を始祖傳來の國體に於ても損するを
無う可し若又人民危難を恐る意ある時を必此地を振起
するに能もざる可し是故に吾等も從來の安全を保護せん
を思ひ能く國體を失もざらんを願ふ因て吾等も今敢て
帝命を遵守することを欲せず

○瑞典

斯德哥摩^{ストックホルム}にて俄人と英人の傳信機を東海に設てゴトラ
ドよりリハツに通せんとする事を助るの意ふし是瑞典の
役人皆之を欲せざるゆへあり

○北亞墨利加

北部の兵隊も其法律整もざるを以て役人相會議して哥倫
比に於て酒を兵卒に賣るを禁とり之を犯す者を三十日
の間入牢せしめ且罰金二十五元を取る可しと云ひ渡せり
とあり

大統領林^{リン}バ^{バル}チ^チモ^モレの役人土人^{リヌルン}に捕もれて外國人と
通ぜり由を聞け共少しも之を憂はず是等の事を國政に關
係するにあらざ之を訴ふ者あり共之を聽くまると云へり

バタヒヤ新聞卷十五 文久二年六月十九日 卯

○巴達維亞

第十月十四日の拂曉バサアルセ子ンの近邊より出火あり爰
も竹造りの人家稠密あるを以て處々延焼せり此時居合せ
る諸役人及警衛の人々之を防きしが幸よ風も穏よあり且
六時頃よも其手配も行届きて此火災の爲よ不幸を受る者
少く六半時頃よ全く鎮火せり其焼失する家數も石造の家
五軒竹造よて瓦屋根の家二十四軒アタプ葺の家三十一軒
よて都合六十軒焼失せり其損込も未と分明ならず然れ共
一萬才程ある可し予思ふよも此出火怠惰より起れるから

新開長五

ん

同月十五日の夜チヅリアン川の洪水よてセラングのテサ
スチーラ^ン及びマイヤクの二町も人家八十二軒押流され
且人命を損せり

同月六日の晝九半時頃よベカロンガンのテサトソ中ふる
トリマスよ旋風起りて人家七軒果樹數根捲揚げたり然れ
共人畜を損ぜず

同月同日の夜八時過レムバングよ居住するヘーンスタラ
の煙草藏よ雷火ありて人々之を防きけるう遂よ悉く焼失
せり

○荷蘭

第九月七日の報告よ鹿特堤ロッテルダムも天氣最穩よて諸人皆之を喜
べり然れども全地の馬鈴薯シガタライモを十四日程前よ病を生して成
長を妨けり故よ去年よりも十分ならず且堅く小くして味
かゝ又本國諸所よりの書翰よ馬鈴薯も並の出來おれど
も外種類の者も豊作かりと云へり

荷蘭土第八月二十五日也第二王子十歳の誕生あるよ因て
獅子義會の大十字輩よ任せ狙撃隊の第二ロイテナントを
命よたり

和蘭王の夫人も第八月二十八日國王も第九月一日よ歸府

幕閣卷之三

せり

其太子を猶ウースバーデンに留りて第十月を歸府す可く
國內事務宰相を第九月三日王命に因て上下の二府より出勤
する役人の年限を定めたり

○英吉利

近頃パルレメント巴力門の會議より一萬五千二百五十八通の願書を出せ
り是前五箇年間の中等なる數萬通より比ふれも大より少なり
其中千零七通も彼此の高門より命を受け出板して人々
に渡せり五十五通も六千三百三十三人花押して新巴力門
の改革を願ひ八通も千七百七十七人花押して巴力門任選

の内評定を願ひ百零八通も八萬八千三百零三人花押して
下民の議論上通せんことを願ひ五千四百八十二通の願書も
二十一萬二千二百八十四人花押して古よりアングリカア
ン教より利益の爲地面より類する動う難き物の運上規則を
止むることを願ひ二百五十二通の願書を五萬零九百三十九
人花押して泥酔す可き酒料を日曜日より賣るの禁制を願ひ
二千二百二十七通の願書を十一萬九千零七人花押して
鰥夫と養女と婚姻の禁を廢せんことを願ひ又三百五十一通
の願書を二萬七千六百三十四人花押して其禁を行ふことを
願ひ百十七通の願書を二萬千六百九十五人花押してマイ

ノートに在る洋教宗の養育學校より出す官府の證文を廢す
ることを願へり

又其外諸民皆同意して出せる願書あり

洋教を奉する諸民も巴力門より願書を出して後同宗の者を
官府の窮民院より入れざるを即ち其教を賤む故ありとて之
を愁訴せり

タイムス會社も其願書の多きと驚く可し是全く巴力門より
て其處置を爲すと甚と怠漫ある故あり然れ共新聞紙より據
れも誰人を限らす稍心附けて花押せしむると甚と容易か
るを以て人數多しと雖も必ず信ずるより足らざるを知る故

かりとど抑タイムス會社の旨意を諸民をして其志願を述
ぶると自由からしむるが為新聞紙及會議あれど他より規則を
設けずとも十分あり然るを諸民等迂遠且陳腐なる願書を
出せるも無益ならずや

○以大利

那不勒王も其宰相の書を外國のミニストルより示して當今
國民等撒丁と和睦するを好まず且多靈政府より那不勒地
方を警衛するに付民心悉く撒丁より赴かずして元の政府より
從ふ旨を表し何の地も那不勒領分中も舊君を戴うんと欲
する意を述ぶると明白あり

那不勒王フランス此書を羅馬に布告しければ洋教の新聞紙にも載せしむ

以國にて佛國兵隊の絶へず居留するを厭ひ連判状を造りて同意の者よ花押せしめしむ其人數も多く且カリバルシの花押を得しむ

其花押せる者も以國の紳士等にて旨意左の如し

佛國と和親の爲且も獨立の爲よ紳士等をして兵器を握り他國の窺竈を防りしむる役義よ由れり

紳士等本國の一統するを補助して其首府を警衛する正道よ由る故あり

佛國兵隊の居留を辭するよ正しき道理有るを左の如し

羅馬を歐羅巴全洲の同意にて確定すと云へる口碑よ因て以國の首府よ定めしむ

佛國兵隊の去らざる間も以國の政法行われず且人々常よ之を疑へり抑兵亂を除くの外も以國の既よ獨立する地方よ向て奧地利及び其外の諸國とも敢て其所爲よ悖る可からず

羅馬を全國の中央よして最肝要の地かれど當時南方よ内亂を起し政府よ寇せんとする徒黨も佛國兵隊の去らざる間も割據する可し何とかれども是全く一致して獨立お

らん為は奮激せるあり

羅馬の土地も由緒あり且諸人の尊敬を致すも因て以國危難の時も外各府の關係最多し故も總ての争亂を鎮めて後來永く平治す可き無雙の地あり

凡そ二千二百萬の以國人を特し羅馬政府の他國も従ふを承知せざる可し若佛國兵隊の去らざる讐敵の如くからど近頃戰場よて盟約を結び互も親睦して羽翼を爲す可き兩國の間も復と戦争を起すも至らん佛國兵隊の去らざるも盟約も違ひ且近頃出る佛國の報告も恃れり

抑も佛國兵隊の羅馬も居留するも一の名義かく教法守護の爲も非ず元より羅馬の教法を一人も侵す者あり然るも外國より劍銃を以て警衛するを却て之を輕蔑するも似たりされど法王を警衛するも非ず且法王も一人も侵掠する者あり若此の如きも有らむ此全國も補翼する用意を爲さん

十二箇年の間名義かくして安りも兵隊を居留せしむるも土地を押領するも等し是歐羅巴各國の人及び以國人の忌む所あり

又英國殊も佛國と盟約せる和好を破ると明白あり

予等右箇條の連判狀を書して近頃以國をアルペン山より
海邊に至る迄獨立よ爲さんとて援兵を出せる佛國よ呈し
又初よ和好を報告せる英國よ呈す偕も以國の恢復を援け
て永く羅馬を警衛するも歐羅巴全洲の利害とかるを以て
之を其各國よ呈す

羅馬のシントヤンハンテラー予ン社中の一人カレニ
ニキエウセビウスレアリの近頃著述せる一書中よ教會と
政治を全く區別して法王よ政事を取らしめざるを望め
り是法王の政治を取ると教會の法を破る可き旨意おれど
會社の人々其書の廢す可き由を述べ且其著述者を除らん

として法王よ願ひけれど程なく其免を得たり

初レアリを撒丁政府よてヘルララ太學校の頭取を勤めと
り又ヒキセレスの日記よ據れどレアリを元法王の政治を
取るを拒める著述者リヘラニの如き尊崇す可うらざん
かりとして千八百四十八年よ退けらる同五十年公よ後悔狀
を出して法王の免を得たり

○土耳其

第七月三十一日よ記せる孔士但丁の報告よ此度土帝の即
位を賀する爲壇帝フラスヨセフより差起せる使節拜謁の
時土帝曰く予未と佛語よ熟せざるを悔ひ然れとも今より

政務の閑を得て近侍の徒と修行する上を直ちよ熟達す可
しと此言高く聞渡りて殊よ古より此首府の應接よ最關係
ある通辨官甚ど驚けり

第六月二十七日初て孔士但丁よりバクタトの方よ傳信機
を以て公書を贈れり又英國辦理公使の丹誠よて取掛れる
バクタトよりパソラ迄の傳信機を波斯灣内の蒸氣船よ連
りて印土より倫敦迄の報告僅十日よて達すべし

○北亞墨利加

倫敦タイムス會社の扱へる紐育報告第八月六日の書翰よ
云ふ近頃ヒルルスルスルンルの哀れある戦争を見るよ

合衆國北部の兵を逐散らされ或を遁逃して恥辱を顯す
と雖も南部の兵の難めると北部より甚し此時南部よてを
多く兵士を損するのみならず重役をも失へりされど重ね
て勝利を得るとも之を價ふと難うる可し其後南部よてを
何事もせず只新兵の來るを待てり然れともゼ子ラールク
レルラの奇計よて兵士の義勇を引興せり若無能の徒妨げ
を爲さざれば秋の中よ精兵を編成す可し

華盛頓よも絶へず新兵到着せり紐育よてモフレ井ルリリ
ヘルよて組立てたる最良きレジメント隊をモンルーの堡
砦より此地よ呼寄せて首府の警固と爲せり因て其堡砦の

指揮を司るゼ子ラール殊よ迷惑し此由を新聞紙よ載せて
世上よ告知せり

北部よても屢無官の人々集合して國家の用を爲さんことを
願へり因て之を組立てたるレジメント隊あり然れとも政
府よ吟味ありて軍役よ叶へる者を選擧する迄も軍事よ關
うらざる可し何とふれむグヰートブレテル及ビルルス
の戦争よおけるが如く不束ある士官よ因て無官の徒を
失ふを恐る故あり

北部よて新よ金藏へ運上を出さしむるとよ就き凡一月の
間一致せざる衆議此頃漸決定せり又此運上の中よ直運上
の法も行むる可し抑合衆國の民も凡五十年餘運上を催促
する者かく且輸入運上許おれも最安穩よ生活せり當今よ
至ては毎よ金藏役人の吟味を受けて運上高のみならず各
所持する品物の價迄も明白よせざるを得ず又許多の品物
輸入運上の外よ地面の運上を評決せり其高を算すれむ千
萬元程あり此企てを南部の處置よ效へるかり

又集會して合衆國よ居住する諸人の歳入より運上を取
るを定めたり是も其所持の地面且本國或も他國よて高賣
せる高よ應して取立てり其高八百元を越る者も三分の運
上を出し當分或も年久しく貸附けたる金貨も二分半の利

息を出し又所持の品物及貸附證文或も不時の取立高利息等よ於ても國の内外的拘らず其中より五分の運上を出す可し且政府も亦此法よ従へり

合衆國大統領并よ會議の免を得て取立る軍用金と利息の運上及今迄の運上を共よ算すれど金藏よ納る高百萬圓元ある可しされど假令大統領十分よ費す共平年より二十萬圓程多けれど必ず餘ある可し予思ふよ此法を行もれざる可し何とされも金藏よ納る高を疑ふ徒あり且當今の用金不足あるも國內よても多分辨ず可し外國よ居住する者よりも如何ある證文ありとも得難うる可し

根特機ケンチキ

よても任選の評定ありて北部の政官同意多き者を選舉せり故よ六日の集會よ政府より政官一員を遣り紳士の席順を定めければ諸人大よ稱賛せり

北部諸州の奉行も外より侵掠せらるゝ共敢て志節を變せず又彌梭里根特機馬理蘭等より北部の政府を警衛せんとて數多の人よ申出たり其外南加羅里那を除いて處々よ之

有り然れ共大抵土蕃人よて豪民附屬せる者あり

第七月二十五日合衆國政官の會議ありて一頁の官吏を設くるよ付諭文を出せり

其文よ云ふ南部の者安よ兵を起し我合衆國正法の政府

よ敵するを以て已むを得ず兵を起せりされど諸人皆己
の私心を棄て本國よ向て其職務を全ふするを思慮す可
し抑此度の軍役も人を制服し及束縛する爲よ非ず又南
部の企を撃破る爲よ非ず只本國の法律を守ると在り彌
此志願を達するを得む戦争も忽已むよ至らん
右の論文を紳士等既よ同意せり且最賢明ある政官能く之
を用ゐたり

バタヒヤ新聞卷十六 文久二年十月二十三日 即ち
元百六十年辛酉九月二十日あり

○唐土

巴黎斯パリスの新聞紙よ第七月四日上海の報告を載せり其言よ
恭親王を諸外國名代の旅館よ警衛の士を置く可き由を定
めり又咸豐帝を宰相ニエーコを使者として恭親王よ勅書
を與へ當今任ずる所の全權を替へ是より一箇年帝位を攝
行す可しとあり之を以て恭親王の謹信篤實を知るよ足る
諸帝の此命あるを實よ其旨を得たりと云ふ可し王既よ唐
土全國の權威を握れるよ又此命あるを愈王をして怠らざ
らむる爲あり

○英吉利

英國政府にて綿織人業を止めんとせり是合衆國南部海岸
 通路を北部よて斷切り又も遠方の外國領内よ今猶棉製の
 品夥しければふり故よ曼識特マンセスターの書翰よスターブリドゲオ
 ルドハムプレストンマンセスターフラクピルグピルンレーリテルよ
 て此業を減ぜりとぞ又英國新聞紙よ南部海岸の通路を妨
 げよ千八百五十六年巴黎斯よて定むる法則を北部よて
 守らざるからん南部海岸よ於て英人の買入一亞墨利加船
 を英の岡色爾嘗て北部へ我船ふるを告置くよ測らず北部
 の賊船よ遇ひ纒よして利不未リハルカへ到れど此地の奉行よ英船

よる證書を乞受け之を示して全く其難を免れとり又前よ
 會議ありし時英の役人も貨幣二百五十萬ほを出し海軍よ
 用ゆる盲板蒸氣船數艘を製造せんとする願を聞濟み速よ
 此船三艘及び並の蒸氣船二艘を造らんとて尤巧ふる職人
 よ命とり往よ仕立る盲板蒸氣船を今既よ英の海軍隊諸
 所へ航せしは是も全體鐵板を以て包み大筒六十挺を備へ
 り但此船又更よ出來せむ海上へ乗出す費一艘よ就き五十
 萬ほかる可し

○佛蘭西

巴黎斯よて羅馬法王の權威を弱めんとて觸書を出し衆人

を以て之は同意せしめんとす又外國新聞は拿破崙帝の存
 意を記せりそは王國此利時ナポレオンの衰へしを王の常は怠惰ある
 在りと又此の新聞中佛蘭西海軍ルインヒンプレと云
 ふ蒸氣軍艦既は成就し忽之を乗出さんと用意せり千八百
 五十九年以來佛蘭西海軍を此船六艘を製造せり又土崙は
 佛蘭西役人入費を厭はず巧みある船大工は命ト王國以
 太利海軍の爲は盲板蒸氣船六艘を造り殆今落成せんとす
 佛蘭西は在留するナポリタン人を南以太利の形勢は就き
 リカソリが示せる廻状を見て大は怒り且云へるは那不勒
 よてヒクトルエマ子ウル王の役人は恃る者を衆人同意か
 るは因り苟之は盜賊の名を與ふ可からず又疑ふ可きも千
 八百五十六年紅海よて那不勒人ボウルボン不爾奔の政事を議せしを
 何故か知らざれ共此地よて撒丁人を殺せり

○以太利

リカソリも羅馬の都府を王國以太利は與へんが爲は強て
 佛國の援を乞へり
 多靈政府よて拿破崙帝の存意を評せり佛帝も外國の交際
 によ就き是まで以太利人の望は叶はむる能はず然れ共以
 太利南部全く平穩はふる時羅馬法王の威徳を再張大は
 せんとせり

第九月初那不勒よりの報告よ政府よても追々一揆の徒を鎮めり即其黨中の張本人數人を生捕せり但此功も只力を以て爲せしのみならず一よもゼ子ラールンヤルジニの奇計よ依れり

又王國以太利の宰相へリスシも那不勒よ在て鐵道を開くよ故障ある譯柄を探索し遂よ之を開くの策を設けり且人^民よ農業ふき時よても各其勤む可き所の業を授けり
倫敦よて那不勒の事を載し第八月二十七日の書よ撒丁人も那不勒地方よ於て服せざる者を甚殘忍よ取扱るも撒丁人の為よも宜うるまど既よ小賊多く起りよよ小若早く

制せざれむ那不勒地方危うらんと

又云ふ那不勒地方よても人民性命を失ふと甚多し縱令以

太利太平よ治まる共醜名を史書よ殘すべしと

羅馬よりの報告よ此地よて近頃教徒二人を生捕せり蓋此教徒も寺院よて種く亂妨するよよれり

第九月一日佛國の新聞紙よ羅馬よりの書狀を載せり即數日前佛の蒸氣フレガトレカシモ工^船シヒタヘク^港よ至りしが此船中よも軍用諸品を載せり是も羅馬よ在る佛の兵隊よ必用の諸品ふり又トウロンより九百人の佛兵を送れり此佛兵も久しく法皇領よ逗留するあるべし

佛國兵隊の長より法皇領警固の兵卒より下知して云ふ撒丁
兵隊羅馬の領中へ踏込へうらず若此地方の安全を妨ると
あらむ速に佛國の軍務總督へ申聞すべし此の如く法皇領
を守るも佛人の職分とする所あり

第九月二十日ヒクトルエマ子ウル那不勒より巡行せり

○波蘭

近頃王國波蘭よても大に兵士の數を増とり彼得堡よても第
八月三十一日よも出せる書状を見るよも其數少きも二十萬よ
下らずと

○土耳其

第八月二十六日ゼ子ラールモンテベル口佛帝よも代て土帝
の即位を祝せり其言左の如し

陛下の爲に歐羅巴人大に望む所あり陛下の聰明をもて能
く羣臣と力を合せ早く中興の業を成就すべし

陛下の企する所も佛帝大に之を賞せり其企の成就を願ふと
誰う佛帝の如く深切あらんや

陛下の勇氣をもて能く其國內に任せる他の宗門の徒を安
全に保護すべし且陛下能く奮發して亞細亞歐羅巴の和親
せる國に信義を盡すべし此の如き時も陛下も威徳を保
存し臣民も之を感戴し朋友も之を尊敬し神祇も之を幸福

ハタシヤ...

一土國の舊親ある佛國も能く之を助くべし
土帝の之に答へける其言大略左の如し

嗟呼朕即位の初に當り内外の政事を改革せんとして衆に示す所の言を歐羅巴人殊に佛帝の善とせらるゝを聞く朕が悦び限かゝ朕終身の願ひも國內の臣民を能く安全からしむるにあり朕が朋友刮目して朕の爲す所を見るべし佛帝に謝す願くも永く年代互に信義を失わざらんを

土國政府の報告にいふ土國領の歐羅巴にて戦争あり土國新帝の政事國人未信服せざると見ゆ恐くも中興の業成就し難しヲメルバスカ數多の兵士を率ひてモンテ子グレ

人を征するとも其宜を得ず又セルヒ侯ポルテ人よ對して殘忍ふる處置ありしとかり

○北亞墨利加

世の知る如く佛國政府よて千八百五十六年よ當て戦争の時海軍法則を定むると左の如し

第一 敵の通船を常よ之を禁ず

第二 敵の荷物も軍器もあらざれど中立國の旗章を用ひ

べし

第三 中立國の荷物も軍器もあらざれど敵船よあるとも之を奪ふとを得ず

文久二年二月

第四 敵地よても近付く可らざる程の倔強の海軍を見ぞ
何方の船よても之を文ふ可し

合衆國南部の會合よて第八月八日此事を評議して此四箇
條の後よ書して云ふ此法を全く守る可れども第一箇條を
用ゆるを欲せずと

北部よても通船を禁ずることを欲せざうーが近頃を全く此
議を用ゐるとり

紐育及びボストンの兩替屋より華盛頓府へ支配人を遣
とり軍用を十分よせんが爲ふり

華盛頓よて高貴の婦人三人囚れとり南部よ内通し事情を

漏せしよ因れり

ヒルモール城を南部よ降參せり

紐育よて一官吏旅行せる人民よ旅切手を與へることを掌れ
り

北部の官吏三部の新聞紙を賣るを禁せり

バタヒヤ新聞卷十七 文久八年十一月二十三日即ち

○バタヒヤ

第十月二十四日の朝ゴーフル子ウルゼ子ラールと其配下
を率ひてボイテンソルグの方より出立せり

スラバヤよて材木百三十三本をプリンカよりセリボンの方
より贈れり是政府より命ぜり所よりて其運賃も材木の六割
七分あり

バンユーマスよてチーラキツプといへる碇泊所より寄とる
所のヘーリヘリヰイナと號せるバルキ船の水夫も第十月
十二日の夕七時頃より其船より陸地へ書翰を渡さんとせり

が忽海中に落ち深處に流され遂に其行く所を知らず後十
四日の朝五時頃に至り始めて其左脚を股まで既に鰐魚に吞
れ共死して水面に浮出せしを見て引上り

第九月パレムバングにも記すべき事少く但交易盛んに
て輸出の数を増しされど初想より少く是全く疣瘡の流
行せるに依る可く

内地より米五千七百二十一ピコル半穀二千百五十七ピコ
ル金六マイルを出したり

米も其上品のもの一ピコルの五價にありて其中品を四才
かり又木棉を一ピコルの價八才五十占士あり

鹽の交易も其品六十七コイヤングよりて此税銀の總計を
六千三百七十八才六十七占士あり

此地の首邑に流行せる疣瘡稍減して其患者五十八人の中
十三人も死し三十九人も全快し六人も今猶療養中あり
牛痘を種る者をして五十人に施さしむるに其四十八人も
驗効ありたり

此地の人民専ら力を田畑に盡せるが當時を未盛んからざ
れど其頭人および土人の試に依る時も後來必繁殖すべき
の證を得たり

此國の下部にては民人皆畑作に出精すれど此月下旬雨天

多く引續きところを以て土地を焼て清浄と掃除するを得ざれど其耕作の為をも大に害あり

疮瘡次第に減少して其勢大に衰へたり

此地の上部も何の所も望める如く甚平穩にして野を焼き又も田畑を營むとも一樣に手を下せり但此地も亦前日大に大雨に依て大に妨らるゝ事あり

カパの禾物を既に收めとれど雨多うりてを以て甚不作ふり

パスマレバルより好消息あり

レジャングより告來れるをバビマアセルコロより四十人の

悪黨ありて賊を行ひ火を放ち男女を論ぜず小兒八人を殺

しり之が爲にレジャング及アンパトラワングの取締役も

力を盡して召捕んと欲すれど蓋第九月中にも捕獲する難うる可し

第九月二十五日スウングブヌートに火災ありて人家二十

軒焼失せり又ジャンビに於て其人皆健固にして其近地にも

亦病人などある事あり

第九月三十日三人相伴て小舟に乗りジャンビの首邑より少

し下流に沿行するが共に鱈魚の舟を追われ其一人を大傷を受け又其一も遂に水中へ引入られたり

ムアラコンペも疱瘡少く流行せり又ムアラエニム椰樹
の林も其壯樹二百三十五本殊に能く蕃茂せり且其地の
培養所より椰樹の苗十五本をラパトに贈り其半をグマイ
レンバに之を植へむ

波羅洲のペンガロンのヲラニナサウより告来れるを此
地石炭を出すに甚少といへど其一揆争亂の前より比すれ

む稍多し去れど千八百六十一年の秋冬も其春夏よりも
亦多し可きことを知べし

其一揆争亂の後より出せる石炭の數を即左に記せる如し

千八百五十九年の秋冬 六百七十五噸半

千八百六十年の春夏 百十噸

千八百六十年の秋冬 四百四十八噸

千八百六十一年の春夏 千三百零六噸

山掘の業および鐵道橋普請等を次第に全備するに至れり
但し其山掘人夫を軍船の職務を成し又武庫の番衛をも兼る
と多しとす

第九月セレベス及其屬地も人人皆壯健あり只マカサル及
其北部に熱病の流行せるのみ且此地もパヂ草の税銀
十分の一を收むることを定めしり

其南部も諸民甚にコング及其他の二草を作るとを勉

めり

ボンタイン及ブレコンバの二地よても野生のパヂ草甚よく生長せり

其東部よても諸民パヂ草を刈收むるを勉めり

新ラルレアンスの水棉種を以て試よサレイエルへ種一むるよ其生育甚善一但此地の人も常よ水棉を肝要の品よて且利益ありと思へもマカサルの北南東部およびビマの民よも亦水棉を分て種一めんを欲せり

サレイエルの人民も水棉よ相應せる土地よ茄菲園ユッヒを設けて利益を得んと欲せり

此地とゴア及サンラボニとの境を既よ其役人より測量方の役人へ相渡せり但此地の南部を測量順序早已よ成就せり

第二日ボニより其王の手書を携よる使節マカサルよ來れり又シデンリングよりも其首邑よ使者數人を送れり是レベス及其屬地ヤンセンの奉行が死せるが爲よ之を弔せしめんとて君主より命トさるふり

第十六日マカサルの奉行所よ於て其地の儀式を以て其役人とルーフーのハダトと條約を結びとり此兩人を第二十日首府を去りコロイスポート小船よてパレパレの方よ行

けり是其地よりルーフリーの方より旅行せんと欲せるあり
アリタの女侯より一書を請取らば其書中よりスーパ領の
人民ボニの女侯が位を辭せる後より其女年十六歳あるマデ
ルルウングアルガユアラといへる者を立て位を嗣むる
とを載とり

第二十六日の夜マカサルより火災ありて人家十五軒焼失せ
り其損込總て四千才あり此火災を何より由て起れるや又知
べうらず

此地の交易を衰とり其港より出入せる船左の如し
瓜哇并より其他の地より入港の船

荷蘭の旗を建とするもの九艘

他國の旗を建とするもの三艘

内地の旗を建とするもの二十三艘

内地より出港せる船

内地の船の瓜哇および其他へ行くもの四十四艘

荷蘭の旗を建とするもの七艘

他國の旗を建とするもの五艘

内地の船四十七艘

内地の船よて此地の港より行くもの六十四艘

アンボイナを第九月も亦第八月の如く連日雨降さるるに依

て諸方の川よ水漲り首邑の橋々大よ破損しとれを速よ修復せざるを得ず且サパールア及ハルユの二部よてをコレラ病流行して第九月二十四日よを其病者七百六十四人の多きよ至れり其五百七十四人を全快せしむる三十二人を死し百五十八人を今猶療治を施せり之が為よ取締役人ハンデルカスプを荷蘭王の蒸氣船シターデルハンアントエルペン船よ乗りコレラ病人を視居んが爲めよ荷蘭印土の總裁官が立合を乞て第九月十一日セラムの東部セラムラウト及コラムマラベルラ諸島の方よ出帆し十分よ其地諸人の安全と成べき適宜の處置を成し第九月二十八日既よ首邑へ歸來れり

チモルの總裁官ボロキスを第八月二十三日其職を従來の農業吟味役の助勤あるエスセルよ譲り其親族も次日既よ蒸氣船アンボン船のよて瓜哇の方へ出帆せり

第八月三十一日トルレスよ沈するブリキ船アメリヤブレイルネト船の船將一人按針役二人其他同船のもの三人此地よ到著せり此六人を英國の船將ミキイルウセルレの指揮せるバルキ船スターテレー船のよ乗て前よ來りしンド子一へ出帆せり又トルレスよ沈するキブル船よ乗する四人のもの第九月五日よ再び難船しするが其中二人

も亦英國の船將フランシスヲルヒールと共にバルキ船ノ
ルマン名船のよ乗てマウリタスへ出帆せり其中二人を今暫
くクーパーングよ止れり

ラレンツカ又とフ如エふより傳とる風説よラマハレよて第
八月六日大火起り殆と其半を焼込一凡三百人のもの直よ
無宿とふるよ至れり此火災よ逢とる者を救へるよも金銀
を出さずして其住宅建立よ助力せり是フローレスの山民
も金銀の價を知ざる故ふるべし又第八月十日よラワラン
グよ火災起り人家三軒焼失せしガラレンツカの總裁官い
まど來りて消防を行もざる前よ其首長の家も既よ焼亡せ
りといふ

バイロウンよても其山民内地の西教を奉せるもの三人を
殺しされど未其罪人を捕るよ能むず

ババウーよもゴロートソ子バイト並よサノノタナレの
高官一人其妻子および従者百人並よ家族等を携へて到着
せり且其いへるも我等ムートといふ地よりして逐出され
たりとあり

クーパーングの人をも此逐出れとる者よ心服して日夜其來
るよを希望せり

第八月も米一ピコルよて十四五才ふりしが第九月よも其

輸入多きよ依て少し下落せり

第七月以來も人々皆壯健よして只瘧瘡病人十四人あるのみ其他も皆全快せり是全く其病人を別室よ置くを以て傳染少きが為るべし

第八月中よ收納せる所の税銀二十四萬千九百七十七才第九月よも二十一萬九千零九十才半ふり

○英吉利

近頃英國下議院の集會よ於て收納税の總計および當今取立る所の法を吟味し且之を正しく行もんが爲よ一人の取締役を命じて吟味せしめたり第八月一日と記しとる右役

人より告來れる言を倫敦の新聞紙中よ詳かり其言よも千八百五十一年既よ此吟味を成しされど別よ用ゆべき變革を得ずといひ又當今世間よて行へる收納税の法も尤不可からと三ふり其第一も收納よ混雜せる者あれど善き差別なく且地面を持たがら聊其收納ふき者よも亦税銀を出さしむる是かり其第二も人作の功業と天造の地面の如きものを分別せずして却て其人作のものよも税銀多き是かり其第三も毎歲出す所の元利金を分とずして時よ因て其元金を收納と誤ち其税銀を出さしむる是かり此集會の時よ上席の者より右の害を除んとて取締役へ三

條の説を差出とり之に因て其税の吟味を成すを決定せり○取締役を専ら其吟味の事を評議せしと遂に一致する事あり此事を風説よと取締役の勘辨せし愁訴を本とし又其本を見出さんぐ爲に大なる工夫を以て考へたりと云○然れども取締役を稍勘辨して收納税の改革を行ふと彼上席の者より差出せる説に依ても難うるべき證據を得たり又取締役は於ても此本正しうらざる税法を明に改革せず從來の規則を相變ずるを宜しうらずと思へる成べし右の税法も從來兩度下議院の目的を成し且其改正の爲に取用べき法なきが故に取締役の税則に於ける説も亦其生質本體に對して此國を行はる格別なる風よりを宜しうらざる事を生ずるに至るべし

又當今收納税の取上方に變化を成して其身分家業に係する他の税銀に留意せざるも取締役の目よを正しうらずと見ゆる成べし但身分家業かどに係する事の税銀の中にも法律に依て取上らる者あり又永代定りたる收納税に相互して取上らるる者もあり

○比利時

比利時國公用普請の宰相より既度々告來れる言に千八百六十年其國內傳信機の事を記せり其記に據む傳信機の

諸道を相合して其費用を引く時と同年の收納高十九萬五千三百七十一フランクも國櫃中も充入せり則元高百分の二十一も當る○其第一道を作れる以來も收納の總計八十三萬九千二百三十七フランクあり則其初收むる時の總計九十三萬千フランクよりも僅よ減せり

○是班牙

ポルドハの教長も其信者よ西教を弘むることを警んが爲よ經文の如き一書を出せり○其説よも西教を弘むる事を助るも唯人の精神を腐壞すべき書を弘むるのみならず天理よ背ける者といふべし○教長も僧院の支配役が吟味を請て又殊よ其許を受ざる者も僧院よ於て之を書寫し或も彫刻すべしらざる事を願へり

○以大和

カホウルダ死せる時よ其事を助け又經文を讀修せし僧徒も之を法王よ謝せんが爲よ法王の召よ應トて羅馬へ往しガ多靈の僧徒より出されたりとぞ○當今多靈より傳る所の風説よてもヒクトルエマ子ウル王も右の僧を以て施行者の一人とし之を立たりといふ○又此風説よも多靈の官府右の如き顯榮よして利益あるギヤコモといへる僧を任用せり○風説を出せし者も尊敬すべき宗旨の僧徒ある尤

善者を政府を政度を以て取扱ひ其勇氣を引起すを見たり
といふ

○日耳曼

匈牙利の風俗を古來より怠惰にして事あるを厭ひ總て成
就するに少く余も墺地利にて強て新法を行へるを止めて
舊法に據り平治せんを務め匈國人の願へる趣に從ひて
新法を廢せんと思へり今下よ其説を述べ抑墺國政府の
目的を規律を保守するにあり然るに匈國人未だ新法を用ひ
しとあきよ依て其趣を知る者なく敢て關係せざるかり且
墺國政府を其規律を正しく行ふに於ては諸氏をして巴力
門よ入るを得せしむ諸民其旨を會得せるを待て惡習の民
より善習の民に風聽すべきを余が爲よも亦同僚の爲よも
廉直なる我政事の正法なり

○俄羅斯

俄帝歷山の令よりて來る千八百六十三年中清烈なる酒
類の製造および賣買を許すに就て其運上を取ざるを定め
たり若其運上を取る者を占賣と同ト罰を行ふべしと定め
たり但其運上を取立る時を煙草の運上も亦共に騰るべし
又鐵および鐵細工の器械を無官の者より誂へる時を運上
を出さずして輸入すべきを定めたり

俄國の近頃成せる交易の風説を倫敦のタイムス新聞より引
て云ふ俄國の金銀融通甚悪くして銀貨尤拂底よりして當今
内地よて通用の者を以前より其位甚下れり且交易の取引
よ用ると少く是恐らくを賣奴を許せしよりして起れるか
りとの風説あり賣奴を許せしとを以後甚不都合あるべし
又其許すを善しとせる者を一旦事破れて後よ初て利益あ
るべしといへり且内地の穀物不作よりしてニス子イノラゴ
ロドの第八月の歳市甚淋しく土人の望める如くあらざる
と見たり

莫斯科よりウラジミルまでの鐵路殆ど其半を成就せしよ

よりて諸物の運送を開きたり其半の二百二十ウルクスト即
英國の百三十里も現よ今製造中なり但貯金十分よある時
を來年の仲夏頃よも全く成就するあるべしラルカ川およ
び裏海よ新よ蒸氣船の通信局を設たり

バタヒヤ新聞卷十八文久二年六月十九日第十月十七日即ち

○バタヒヤ

バンタよても第八月中天氣甚惡し折ふし暴雨降りて南西
又も南東より烈風吹來れり此風雨の間濕氣強くして且寒
氣を催しけり第九月よも天氣追々好くして時候も程好く
時々暑を催す然れ共尚或も風雨ありき

第八月十七日夜より十八日まで暴雨降り續きバンタ子イ
ラ島上パアペン山西東の方崩れとり又其島の北東に當れ
るグノングツージョウと云ふ名山も崩れとり又プアル
エロングと云ふ岡上の大陽穴と云ふ地も崩れとり然れ共

さしとる害を無りし

第九月十四日一艘の船より多くのアタツプを積込來れり是
をセラムの南東なるブウルーパージヤングと云ふ島より來
りしなり然るも未バンタ子イウよを程遠き所よて舟底の
隙より水入て沈みたり乗組の人々已に持し所の物を盡く
失ひたり然して人々皆泳ぎて先よ行く船よりて助けら
れ子イラよぞ著しけり

第九月十五日ケツヒングより新ゴイ子アの方よ行んとし
アタワプサゴ並に椰子を積で九人乗組の船途中よて嵐よ
逢ひ乗筋を行く能はずアイ島近邊よて破船せり因て積荷
を盡損失しけれ其乗組人も皆無事ありき

右の如く天氣兎角惡しけれ其バンタ島の土人病む者も無
りき

作物の様子も宜しからず果物も多く第八月中よ落ち又も
能く熟せざりき

上よ記せる土崩よよりて百六十二本の椰子樹を損せり

○英吉利

英國よて第七月中の輸出前年より殆少りし第七月輸入
せる産物並に製造せる物の價を總計すれど一千零九萬
四千二百六十なり千八百六十年の七月よと一千二百五

十二萬二千六百九十八ひかり千八百五十九年の七月よを
一千百二十八萬五千四百五十一ひかり

喜望峯の報告よ云ふ亞非利加南西の海岸よ沿ひよるイカ
ブ島を第六月十九日よ英國軍艦の指揮官女王の命を奉ト
て之を領し殖民地の一部よるを告示せり其地方の諸島
も恐くも又然らんと

○佛蘭西

佛帝を千八百四十六年よ定めよる海軍の規則を増補せん
と決定せり此評議よ預り宰相の書を世よ流布せり則其
書中よ海軍所よて爲せる諸機工を増すべく其製作所を廣
むべく且其定めの人數よても工作するよ不足おれむ之を
増すべよとかり且又ゴイ子ヤ並よセ子ガルよ流罪せる者
を支配するも海軍の預る所よ又新カレドニヤソレーテ
ート諸島を守る爲よ海軍の太平海よ居るを要し又安南よ
在る佛人の爲よ海軍の扶助を要し又遠き東方諸國並よ北
亞墨利加の形勢よ付き亦太平海中よ海軍の減ぜざるを要
すよとぞ依之海軍諸士官の先よ歸國よて數年間不勤よあり
し者今も只三箇月の間休息する耳よて別よ不勤の者を無
りよ因て今年リニ一船の甲比丹十人フレガトの甲比丹二
十人ロイテナント五十人旗持二十五人を増せり又明年も

同く加買すべしとあり

○是班牙

是國の風説よよれど是國の海軍も大に増加せり現在帆前船五十九艘大炮五百三十一挺兵糧船四十艘其積高總て五千四百四十七噸蒸氣船六十四艘大炮三百二十六挺兵糧船九艘積高九千百三十噸ありき其他今製造に掛る船リニ一艘フレガト十艘グーレン七艘ありとぞ

○以太利

洋教方マルセイユルレより贈れる書狀に西治里島の數多の同宗の者其家を燒拂われしに因て此地に逃來れり又撒丁より無數の軍卒逃來れり又第八月七日に西治里那不勒口マグナの三地より百九十四人の者ラサを越て此地に逃來り直にカラブリーの方より出立し先は滅びし政府の兵士とあらんとせり又第八月五日離叛せし大軍中の者共ふるゼ子ラール一人コロ子ル二人四十七人の士官は導られ那不勒の方へぞ行よけり但しゼ子ラール並に士官も那不勒生れの人よあらず

那不勒地方も日よ増し騒立ち謀反人七頭よ分れとり第二世フランスも羅馬よてカラルイ並にアハンデリヘラを頼み九百萬フランクを得謀反人の助力を為せり

○日耳曼
ドイツ

第八月二十三・四日の兩日へイデルベルグにて第三の集會を催しとり此時の説によれど其出會せし士民の數第一の集會より一萬五千人増しとり因て諸雜費も大に増せるとふり扱此集會も全國の政事を評議せんが爲ふり大略左の如し

第一 大切の職務とせる各國の名代を選舉するよを日國パルクメント巴力門中にて公事勉強する人を用也べし

第二 ケウルヘセンの民も己の道理正しと思ふ時を死をも顧みずして敢言するの習ひかれど尚此地の人民を勵すが爲る集會の人より禮謝すべし又外國より此地を侵す時を此地の人民より加勢を乞へし

第三 日國同盟の軍政を詳し評論して第一は軍務總督の權を一人に握らしむるを肝要なるを云り又日國よても農兵を立る能をさるよ由り諸士一致して全國防禦の爲る力を盡し其訓練の能く整ふべきやふ勉強すべく且無官の士も皆其中に伍入すべし且又此總督を軍事老練の士と評議して肝要なる法則を立つべし

第四 スレースウーキホルステインの事よ付て軍船を造ると肝要かれど即總督よりの言よ日國諸公國の獨立を保

つ為デ子マルカの凌辱を防ぎ一戦せんよ付て日國諸國を
其自力よて各相守り依之軍船隊を作ると肝要ありとあり
是より以前軍船隊を作らん爲よ建議せしもの無用の事と
云れしガ今も然らず其望皆盛ふれど集會の時之を論ずる
者甚多し其第一の趣意を總督とる者専ら意を用ゐて之を
經營すべしと依之第一よ何れの地よても集會よ列ふる士
民を蒸氣機の大船を造る爲よ集金すべき事第二よ其集り
とる金を一櫃中よ納め總督之を預り其時々金高の書付を
示すへき事第三よ最初よも其入用金として集會の人より
一萬才を出して後他人の寄進を待つへき事第四よ日國中

英の地よても未重立とる執權ふけれど集會中より出せし
金も他人よりの寄進金も一萬才集り次第よ早速普魯士の
海軍總督よ渡し正大の規則を立て普國海軍と合體して日
國北東の海岸防禦よ用ゆる大船費用の外よも猥よ之を費
すを禁ずべき事第五よ集會の人の希望する所を日國諸
人の出せし金を政府の入用よ用ゆるを隨意ふるべく然
共全國より出せし金ふれど一人の私用と爲さるるやふ嚴
重の法を設くる事等を論とり

○俄羅斯

歷山帝をポロニヤの新代官カラーフランベルトよ左の下

知を爲せり

嗚呼汝ランベルト予汝よポロニヤの代官を命ず第四月十日の令旨よ違ふ勿れ百事皆汝よ委任す汝を慎めや汝の才能を以てポロニヤの民を化し我法則を行ふ衆民を安んせしむることを實に疑ひふ

汝其地の智士善人と共よ政を行ふべし

ポロニヤ國早く太平を復せんを願ふ嗚呼既往の事を予尤めず只後來國民の心服せんを祈る而已

○北亞墨利加

紐約より英國よ送れる書状を倫敦新聞中よ載て云ふ合衆

國の戦争も其費用莫大にして價ふを得ざる程おれど止を得ず和睦の望みあり北方政府の費用を日々増益して當今を毎日二十五萬に至れりよりて其備を爲さん望めり則ポストン並にヒラデルヒヤの兩替屋よて各八百萬宛を用意せりとぞ或る風説よ此兩替屋仲間より歳末まで二千二百萬を北方政府の金藏に上納すと云り

近頃北亞墨利加所よ於て一種の流動物油の如き品を見出せり此品も地底より湧上りければ或も水鐵砲を以て汲上るを得べく然して種々の用よ適すべし蓋此發明も諸人の爲よ甚利益あるべし倫敦新聞よ之を論じて云ふ近頃

合衆國並にカナダに於て油泉を見出し其利益あると許多の報告によるに功ある事と見へたり其油泉を幾何の間流る可きや又幾何時續く可きや未決し難し然れ共其見出す地方によりて考ふるに許多の年月の間盡ると無る可し蒸氣車よて此油を諸方よ出す時も當今高賣の最利益ある品物と成るべし合衆國よても其湧出す所鐵路の近邊よある故に廉價よて紐約の方よ賣出すの便あるべしカナダよても鐵路より凡十二里程ある井オミング地方よ其油泉あり其泉の多き所も二年前迄を范々とする野原よて只森林のみありしが今も其地の住人五百人程あり尚日くも其數増すよし其油泉の數殆百箇所よ及びより今新泉を開くの工夫頻よありければ今年年末よも百箇所よも至る可し

又倫敦新聞中よ此泉を見出せしをカナダの察地學會社中よて化學礦學の學士あるヒュント氏の發明ふりと云り又同書中よ此油を未多く賣捌けざれば其數千ガルロン槽中よ貯て手を待てるにあり

バタヒヤ新聞卷十九文千八百六十年十一月二十日あり

○英吉利

軍事を載せる新聞紙中よ云ふ新ゼーランドよて英國の軍勢増加せり是再度土人と戦もんが為あり但其軍勢も本國より來るう又も印土より來るう未相分らず

喜望峰よりの報告よ云ふシルゼラルデグレイを擧用して喜望峰并よ新ゼーランドの奉行とせんとの風説盛んかり扱まと此地方の東部と西部と分裂するの説よ付き大評議ありて二十二人の説破れ十五人の説行れり然れ共此分裂を企る徒を強て其志を達せんと欲し此事を女王よ直訴せ

り執政等評議よをカツヘルランドを全く喜望峰よ付屬せんとかり其地の頭人をウヘリングトレよりマルメスビレ
|| まで鐵道を開き且喜望峰の府よりホルトエリサベト並
よカラハムストウンの方へ傳信機を設けんとせり

○佛蘭西

官板所よて大機關の道具を製造せり是交趾よ贈るが爲か
り
風説よりカソリの廻状よ答る者の辭を載す云ふ以太利南
部の騒亂を何故よよるや或も人民等前王の復位を欲する
が爲り又も是迄屢此國よて亂妨せし賊徒等の業り又も此

騒亂を爲す者を實よ一揆を企る者り抑賊徒と稱すべうら
さる者りカリリも此最後の説を取れるとぞ前王よ従ひ
よる風説よも那不勒地方の騒亂をフランシスモス第二世
の爲よせる者かりと然れ共慥ある證據あり此風説中記す
所の事又世よ示す所の事も決して證據とするよ足らず以
太利政府の勝利も彼も亦之を得ん然れ共若此騒亂を始
者勝利を得る事あれも那不勒を實よボウルボンスの爲よ
従ひよるとの疑を免れず近頃那不勒の形勢を見るよ兩西
治里の王位も必雄畧ある人の手よ入るべし然れ共一揆を
企んよも之が爲よ種々難義ふるとあり何とふれむ此頑固

ハタヒと云ふ事
ある國風は違ひ世上の人をして後來不羈自由を得せしめ
んが爲なり然共一日の業はあらざれども縦令先の政府を慕
ふ者の甚多し共又王フランシスキス二世は従ひざる者
あり共尚騷亂の起る證とするは足らず當今那不靴にて尤
人の服せるをガリバルヂ一人はあらずや

村里の事は付き容易からざる事あり人民等シヤホ子の黨
と一致せる是より縦令此輩シヤホ子黨は盡く従わざるも
必之を扶助す可し故に今フランシスキスを扶助せる者を
探索するよを只シヤホ子のみならず其邊の村々在るをも
探索すべし斯く騷亂の起るも實に當今の政法物情は叶を
さるよ因る嗚呼此政法如何に改革すべきや

フランシスキスは屬する徒も皆勤王と云ふことをもて辭
とせり然れ共眞の志あるはあらず新聞紙は云ふ此徒の中
よも一人も名ある士あり又安りはフランシスキス長壽を
れと唱ふ者おどあれども已に利欲の爲のみよて決して那
不靴ボウルボンスの永續を計るの志あるはあらず
政府よても人民の難義を救ふが爲に常は佛帝を尊敬し一
種の政法を行ひ専ら簡易の制度を施せり農民并に牧人等
よ一年百分五の利足よて隨意に金銀を貸し渡し官吏等も
務めて此意を失はず田畑を盛んからしめん爲に心を盡せ

り謂へらく多くの官吏斯く意を用かむ必大利益起るべ
と
又或説は多靈政府の改革を論トて云ふミングベチの過失
を誰も知らざる者あり此人那不勒よて多くの宰相と己の
議論と合もざるを以て國內の事務を廢せることも諸人皆之
を知れり又リカソリも何少へよ政法を改革せざるや解す
べうらずと多靈の新聞中よ當今若斷然政法を改革せざれ
む必容易からざる事件起るべいと又或説よりカソリを國
内の事務の爲よ己が趣意を主張して確乎撓まざる法則を
立んと欲せりと今世よ流布せる風説よ就きて見るよ未定
らあることを知らず

○以太利

一揆の徒再度其勢を張り羅馬を騒がせりマシニ及びガリ
バルヂの兩人も此半島よて衆人を支配せる少へよ其支配
下を安全からしめんとせり且マシニも不封の書を以てボ
ログナの工人等の己よ同意ふる者よ與へり其趣意も工人
等を勧めて只各の業を執らしむる而已ならず更よ金銀を
集め公用よ供せしめ羅馬及びへ子チヤを安全からしむる
を以て大主意とせり若羅馬府以太利全國の首府とあらむ
此工人を以て工人中の長とありへ子チヤよ於て新よ店を

開き國內の産物を賣捌くことを許す可し此品物をドナウ邊
よて好て求る者あらん總て工人等も互よ心を合せ業よ就
く可し且少かりとも引續き金銀を出す時をへ子チヤを安
全かる可しとかり

ガリバルヂを前執政の善政を復せんう爲よカプレヲよ出
奔せし商人中より願出せる書よ答へて云ふ我予黨の勇氣
ある汝人民等よ告るとあり予實よ本國の爲よ力を盡す
可けれど日夜心よ忘れず吾黨の爲よ安全を計る可し縱令
容易からざるとかりとも必爲し遂んところと思ふとあり

此兩人の説同意よ出てしとふれど其大體の同きを勿論お
り只一人も工人を諭し一人も血氣盛りの少年を諭すの異
かる而已

南以太利よても數多の人生捕とふりし一揆の徒尚千四
百二十八人ありとぞ

○日耳曼

當今オンガリヤ政府を廢し國內の事務も五十二人の役人
よて裁判せんとせり扱此の如き政法よて果して滞りなく
政事行むるくや疑むし若此役人等各自己の便利のみ計ら
む國內の政事必混亂あるとあらん然らずとも各隨意よ裁
判せんと欲せむ必害あらんとの評判を真よ然る可く思む

○俄羅斯

歴山帝を第八月二十八日ヲ德斯サニ遊べり此地にて招待するに甚謹慎あり。他の國々よても皆然りとかり。人民の騒立て穩うふらざるを多くを商人の賣買に因て起る。ふり蓋此商人等近頃俄國と土國との間にて取結る交易條約に不滿意の事あれむふり。

俄國の執政を鐵道掛りの役人ニ嚴命を傳へ彼得堡より注肖までの間にて鐵道を開く事第十月までを成就し世人の爲に便あらしめんと欲せり。若此道全く成就する時を俄國の精兵六萬人四五日の間にて彼得堡より注肖まで達すべ

俄帝を軍士等の其職を怠るが爲に退役せしむる令を止めり。但以前一度戰場より出づる者に限りあり。

バタヒヤ新聞卷二十 文久二年六月十一日 第四十一日 六月六日 即ち

○澳大利

アウストラリア

近頃シドニーアウストラリアに在留せる荷蘭岡色爾コンシール副役より新南維里斯ワレリス

領の交易通船の事を告來れり其言左の如し

抑新カストレの交易を千八百六十年の第七月より十二月

に至るまで最盛んなりといへど今年の第一月より六月に

至るまで之を去年に比すれば稍衰へて見へぬ澳大利領

内の諸事融通よきのみならず新カストレの土地も亦殊更

に繁昌せり其かく盛んなることも新カストレの港主が近頃

仕法を改めしより澳大利人の破船せるもの少くして已前

文久二年二月刊

の百分一のみよて且其近邊何方も平穩よして船を寄るも便利よし去る程は此地の人を諸國の産物を持渡りて外國の商人へ賣捌らんを計り又外國より來れる船を此地よて石炭を買入んとを計りて入津せる者多きよ依るあり爰よ又港主を小高き丘よ宅を構へ港口より海上を一目よ視るべく絶景いもんうとも無し其前面よも遠見番所を取立て役人を置き日出より日入まで船の往來を改めしめ且其傍よ光明臺と板よ起せる目標を設けて日夜入港せる船の目當とせしめつゝ其邊よも水夫おらびよ水先案内者を置て風波の起れる時よ臨めむ速よ是等を召て其難儀を救し

しめ又更よ非常の用よ供ふるも氷氣鐘と海軍の兵士を置て常よ船を固めしめ且水夫等を港口の深きと淺きを測り試み浮水を泛べ瀬印しを立て蒸氣船三艘を備へ其一艘を港よて諸事を辨し其二艘を船の出入を導うしむ又其邊よ最大ひかる蒸氣仕掛よして土を浚ふべき車あり是即ち役人等が自用よ供ふる為かり此器の成れるより港の深きの淺きも八弗度より十三弗度よ至るべく又其役所ちりき海よも新よ堤を築き立て其長二千四百弗度かれむ如何なる大軍艦かりとも此よ寄ると易し是則世界第一の港と稱せる故あるべし且亦近頃利益の大あるを澳大利中の坑夫

廣く其業を行かひ多く其品を貯へんと計れるより新カ
 ストレへ入來らんと乞へると切あるが今も此坑夫等が前
 よ掘出せる鑛坑の外よりこの坑を開きて日ごとく其坑より
 掘出せる鑛の高も大抵六百噸より及べり且又此坑夫の外も
 も新カストレの組を立て心易く銅又も石炭などを掘出さ
 んと計れるが此組も數多の田産を持つる貴人も加はり
 とれども其得る利益甚ど大ひあるを知べし之が爲も蒸氣
 車の鐵道を取立て其品を港口へ運送する便とせんとす然
 れども近頃始めて家店よて石炭を高ふともせざる由なれど
 其利いづく成べきや知ると能はずといへど今此港の繁昌
 せるを考ふれども大利あるを疑ひかへ今此組の人々も石炭
 を鐵道より送り出して船中へ積入るよ心易き器を造りて
 其仕法を改んとせるが爲も使者を立て英國へ遣わしり
 又此組を夥しく石炭を貯へんとを計りて其置場を市中よ
 設けり其地を即ちへキサムの近傍よして新カストレより
 西北の間も當り港を距ると十六里許あり此處より新道を
 開きて常も石炭を送り出し港口へ運來れども蒸氣仕掛の管
 を以て海上なる船中へ移して之を屈うむ又外よへキサ
 ムよも蒸氣の管あり是淺瀬よ繋ぎとる小舟へ運送せんが
 爲なり又新カストレよても此石炭坑の主その長二十五佛

度ふる船を造りて日ごとよ石炭三百噸を大船へ運び、
便利最宜といふ其組の石炭坑も廣さ二千アクレスよ
て其中程よ手廣き物置場を設けて掘開ける器なども皆此
よ貯へしむ

近頃トマコの石炭を掘出せることも稍故ありて衰へし程
かくして好き時節を得べし

新カストレのワルレセンドよ石炭組と唱ふる者あり此業
を行へる場も其地を距ると八里許あるが北方ふる鐵道へ
相通ぜんとして稍小さき鐵道を取立とり其品を積入る場よ
於ても此鐵道より蒸氣管よて日ごとよ石炭二百噸を運送

せり但此組も高賣殊更多くして殊よシド子と澳大利へ
出して賣捌くと多ければかり新カストレよて石炭を掘出
せる爲よ英人も其組を立て既よステヘンの地よ於て之を
企て行かへるが其運上も一噸ごとよ増加して六分と定め
其餘れる者を積で港を修繕するの料とせり總て諸穀毛織
類其外の産物も皆シド子より出せるが其穀類を出せる
と新カストレよりも稍少し

ヒンテルリヘルも稍繁華とふる其證據も二百五十噸より
三百噸を積み載すべき蒸氣船三艘ありて新カストレとシ
ド子の間を通へり其品の内毛織類もシド子より出

又石炭を新カストレより出せるとぞ

バタヒヤ新聞卷二十一 文久二年六月十一日 即ち

○諸國雜記

和蘭國中にて近日河水甚低く去年出水せしワール河も今も殆通船の差支を爲し尋常通用の蒸氣船も其通用を廢するに至れり

同國王子フレデリキを第九月十日普魯士國中のレイン地方より出立し普國軍陣の秋の調練を見物せんとせり又王子ヘンテリキも其内室と共にルキセンビルグの方より出立し暫く其地より逗留せんとかり
唐土より近頃殂せし帝の長子其父帝の位を嗣ぎしが未だ

年のとふれむ八人の攝政官之を輔佐せり然るよ恭親王を
此中よ加らざるとふり

直隸よある英國の兵士を大半印土地方へ歸陣せんとせり
唐土の北方よ起りとり一揆を山東よ於て甚蔓延し海岸の
方まで押領せり此一揆の者ども大よ勢を振へ共更よ人民
の害を爲さるり

ダイピンの一揆を多勢よて寧波より漢口までの間ある諸
通路を斷切り其地方の諸府を奪ひとり

廣東を英佛の助けよ因て一揆の害を免れとり
日本よても別よ替りとり風説を聞かず

サイゴンよある佛國官吏を唐土人の為よレデメント隊許
多を組立とり因て佛國の將校を付置とりとぞ

マウリス島よ於てをポーレンと云ふ蟲ありて大よ甘蔗
の害を爲せり

ボンバイの風説よ印土のゴウフル子ウルゼ子ラールを千
八百六十一年二年三年の間水綿の産物の爲よ代金を先拂
ひせり

希臘國中よ一暴客ありて王妃を弒せんとせり但此者を年
十七歳あるとぞ
那不勒地方を兵力よよりて少しく穩よ成りとり

普國王を第十月五日コンピイグ子よて招待せられたり
匈牙利の公子ダイチを墺地利政府よ行きとれ共墺帝と會
面をふりり右公子の行きけるを新よ匈國の政事を議す
る爲の公會を促せるとあり

獨乙人の多く住せるブラーク地方の役人ボヘミヤの學校
規則を其地の學校よ行んとを決定せり

同國下評議所の重役を人民を寛待する事と政府の名譽と
ふる事とを目論見たり而して其一を甚容易よ成り其二を
今評議最中ふり

第九月三日オメルパシヤとモンテ子グレイ人と争ひ事起
らんとせり

普國よてを人才選舉並よ祭禮の事よ付き人心大よ動揺せ
り
獨乙よて新よ設けし海軍の事を諸事總て普國政府よて之
を支配し其運用次第よ整ひたり

第九月九日ミンセンよて洋教方集會あり此日デットガル
ドよて獨乙國經濟向の第四度目の集會ありたり

ボロニヤを兎角よ凶聞のみ多うりき
デ子マルカ政府よてを大改革ありたり

北亞墨利加の風説よ其國民華盛頓府よて定めし法律の惡

きよ依り憐むべしうらき目よ逢へり而して南北の戦争を
今よ其勝敗決せざりしとあり

バタヒヤ新聞卷二十二千八百六十年十一月十三日即ち

○瓜哇

バンユウマスよ十一月一日晝後プールヲケルト郡カ
ランヂ村の方よ暴風起り村中よある竹造の家を吹仆せり
其家の任人をキイモンヨシサントリサラムニカスートと
云ふものふりーグキイモンヨシサントリサラム三人を辛
して免れさり憐む可しニカスート一人を仆れし家よ鋪れ
死せしとを而して其死骸を瓦礫中より出しとぞ
同日右の暴風よよりプールヲケルト中の一大樹仆れ折も
悪く一の人家の上よ仆れしをモイカタンと云ふもの

頭部は創を受けて即死せり

ボル子才の南東の方バンヅルマシンを土地穩よして交易甚盛なり

デマンレマンの書状はアワンバンカル地方よても多人數の者集りて兎角は穩からざりきマルタプラ地方も初の程を穩からざりしが赦免の願書を出せしより寛大の處置を爲しとりと

マルタプラの人民右デマンレマンの手は付きし以來此人の處置左の如し

其土地の人民を柔順からしめ其道路を平安よし能く上下の隔なく彼の所望を之を叶へしうむ此人の信切を稱せぬものこそありけり嗚呼デマンレマンの治方實は其廉直ふるを思ふべし

第十月十八日ロイテナントアトカテアウハンロセヘルトの手よて追散らせし一揆の者共大勢再べヌアレワスの地方は集りしり

甲比丹テレンをクルワを通行せし時右大勢の集るを聞き五十挺のバヨ子トもて真よ之を襲んとせり右大勢を凡五百人許よて黄白の衣服を着しミシギト神を祈りつく其備を立しり

テレンも已ぐ身構へを爲し敵は近寄らんとせし時敵方より計らずも烈しき炮火を受けたり味方の者共勇氣勵しく之を防ぎしが敵の勢強けれど味方もをばろよ浮足よぞ見へよけりテレンも手銃を打掛けつゝ退きしが再蹈みことへ暫時の間まと手銃を打掛たり時よ敵も大よ損失あれども強て味方を追もぎりけり

テレンもアマウンタイよ在る二三の堡砦を奪ひ十八日の夜再クルワよ趣きけり時よまと敵より大小の鐵炮を打掛られロイテナントロセヘルトも足よ創を受け一人の雇人を打死せり

次日テレンも七十八挺の銃鎗と一挺のホーイツツルを用意して再ベヌアラワスよ進みし敵方二百五十人ミレキト神の社前よ集りければ霰彈及榴榴彈もて之を攻撃ちり敵方狼狽して神社の後よ走行き終よ諸方よ散亂せり此數度の戦よ敵の死する者六十人傷く者百人よ及びたりクルワより遠うらざるテロクパラウワンよも一揆起りて張本人アンドンかる者右地よ多人数の者を集めたり甲比丹ハンランゲンも五十人の兵士を従へ之を追散さんとせし敵方百人許り不意よ起りて一時よ押寄せければ之と戦を接へ三十人を殺しり餘黨も四方へ散亂しければ此

根元を糾さん爲よ甚心勞せり

バラへ井一の南東あるピニキビルよもケルタ子ガラの配
下一揆を起しけり第十月二十七日よ甲比丹ハンデルへ
テンを數多の兵士を従へて出立しベンチングの砦の前を
進行き凡四尺許りある高さの賊柵を攻めし意の如くお
らざれむ四面より之を圍み第十月二十九日よ終よ之を乗
取とり其張本人の弟久しくアルレイスを騒グしとる者亦
此中よ加えりとりとかり

此戦よ味方士卒三人討死し甲比丹ハマケルスも傷を受け
とり

婆羅洲
ホルチラ

の首府サンピット並よ南方全部も最も平安かり然れ

共風説よヒガチンカン川よ一羣の惡徒起りてセロイヤン

よ趣んと企つよ種痘を業とせるモハムトふる者常よバ

コンよ居りしガ此亂を畏れてサンピットへ立退きとり

右の故を以てウートダヌーム人種痘せん連バコンよ行き

し者共種痘をふすを得ず氣の毒のとかりき

カチンガンウルよて疱瘡猶甚く流行せり然共メンタヤ

並よカチガンイリルよても大よ減少せり

此地の民も其生計尤も賑へ共諸病流行して人の死する者
多りりき此流行病を防ぐん爲よ力を盡して手當せり

○唐土

廣東より第十月十日の日附にて左の趣を告來れり

唐土帝殂せし別段よりとりてを聞かず

唐土政府の觸書は云ふ咸豐帝の太子七歳にて即位し未幼
きとかれむ大臣八人にて之を輔佐せりと然るは戰を主と
する僧格林沁和を主とする恭親王の兩人を此中に加らざ
るより謂ふは此選舉を只辨口よりして徒ら豪言を唱ふ者を
用ひしからん

普魯士の公使オイレンベルグを唐土政府と應接し己より一
箇月前より其條約整ふべき所禪代の間執政も替りければ先
帝の一周忌まで延引せり

葡萄牙との應接も亦來春まで延引せり

近頃衰へし南京の賊を此禪代より乘りて再意を得たり當今
寧波も賊より劫りされ其土地の民人散亂し自然と交易も止
りけり僧格林沁も當今征伐を止ければ山東の賊大に強大
よりなりたり然れ共揚子江の交易も漢口と上海との間より其
産物の賣買増加せしり因て景氣猶よ

上海も不意に船の海岸より近くを禁せり

上海に在る英國コンシル云ひけるも北京に在るミニスト
ル萬事を引請て已より大なる障礙を除けり然れ共廣東の商

法よ付き外國人よ不都合あるとあれど交易衰微の基かれ
共未其議論よ及むざりよとあり

唐土の大臣英國の官吏よ對して親睦あるや否其交際よよ
りて之を知得べし諸兩廣の總督も外國軍士の行装并よ其
調練を見物せんとせり

ホツポも公事よて北京の方よ英國蒸氣船よて趣けり

英佛兩國のコンシール館出來までも北京府中の役所を用ゆ
べしとあり

廣東の交易も景氣宜しうならず又香港及び澳門も善とせず
但し澳門の交易衰へしと唐土の船百六十艘の内三分の二
難船し澳門よ行く途中よて貴價の品を損失せるよよれり
當今食料の價北方も高直かれ共南方も下直あり

○英吉利

ランカストレの風説よ北亞墨利加の戦争よ拘る諸件を云
り諸製作場を一日の中よ只數時のみ仕事をかり製作場の
主人其作料を減せり其職人も心を安んぜずして諸評議の
爲寄合をかせりと水綿の貯へ日よ減りければ人々水綿の
年々よ來る者無くふらんうと心配せり亞國水綿の出來秋
も已よ過ぎとれ共其持主も莫木綿を英國の市よ持出すと
を止めとり途中よて敵の爲よ道を遮られんことを恐れてお

り右の如くある時を是まで年々一千百萬ニ餘を作料として出せし製作場も次第に衰微するに至らん

交易を容易く爲すとより且來年世界の展觀場を開くとよりて英佛の民廣く交を爲すべきを論ぜり且南東の鐵道社中をして新に數艘の蒸氣船を打立しむるを決せり其蒸氣船もカライスとドウフレスの間并にボウログ子とホルクトー子の間の用は當べし此蒸氣船も是まで打立たる者より更に便利あるべし已に出来あがりしヒクトリヤの蒸氣船を始めてボウログ子とホルクストー子の間を試みしは存分の如く行きとるのみならず尚存意を越へたり此

船も逆風よても英倫を越るよ一時三十三分中よ三十里を行くべし順風よても八十分中よ三十里を走るべし此の如く早く走るを實に是まで聞及ぬとあり

風説よ墨西哥の事は附き英佛及是國評議して復に兵士の上陸するを禁じ此國の運上を英佛二國のコンヒル方よて之を收むべく其コンヒルも諸港よ於て一人よて兩國の間の取扱を爲べく其法も今年末まで猶用あるべく諸件談判整ふまでと同法よて取行ふべしとあり

英國フレガットの最大あるワルリナル船も佛國の最大ある船三艘と戦ふに堪ゆべき者よして其渡海を始めて達迷塞

のグリインヒセよりポルツモートの方より試みたり意外
よよく行きとり是全く十八萬センチル目方餘の重大か
る船を操練する術よ於て其巧者あると一の遺憾なきを以
てあり此機關の力を少く用ゆる時を一時中十四里半を
走るべし

ギリイトイースタルン船をコルク港に碇泊せり此世界第

一の大船も此頃渡海の時危難に逢へども此所持仲間も最歎
息せり其故を其機關及び其他の部分其鳴音の大あるよ合
せても器械類の手弱きと皆衆人の知る所にして大西洋又
他の大洋よて烈風に逢へども決して堪ゆべしらざるべきを
以てあり

○比利時

ブルギー

比國政府よて英國と隨意の交易を盛よせんとして公會を催
し其利害を評議せり工場あるゲント町よて近頃寄合
て交易筋の諸見込を政府へ願ひ出し英國と新よ條約を取
結むんとせり然れ共英國も近頃佛國と一致して交易せし
よ頗る差支われど少く共二年間を延引すべし因て比國の
工場も甚難議とあるべく思はる
然るよ比國政府よてを成るべく丈早く條約を取極め比國
の高買目錄を十分よ改正せんとせり

○佛蘭西

佛國よても以太利政府との交易條約よ付き賣買の品々を取極さるも皆人の知る所あり此親睦ある條約を第一月一日より施行すべし

蒸氣フレガットエルドラト船名も第十九日よトウロンよりアレキサンドリイよ來着せり此船將を交趾の海陸兩軍の總督ボナルドイふり又同時よ蒸氣船四艘許蘇士の港よ碇を卸せり是も暹羅政府へ行く使節を乗せしものと交趾へ行く人數を乗せしものとふり

○土耳其

第十九日十九日ラモサよりの報告よよれむ土國の軍勢サスラプイありし者共同月十日と十七日よテレビダ子とカラビツクとの方へ引返せり是もピカロヒスの配下ある謀叛人の為かり又ラメルパイ己の兵士をテレビダ子よ寄集とり扱又モンテ子ゴローの領主も己の全衆を軍裝し土軍の其領内よ來るを待てり

○北亞墨利加

紐育子ウヨルクの新聞よらソウリの北方よ於て最不幸の事ありさる是も一揆方の所爲よて實よ惡むべきとあり其故も右地方ある鐵道の橋を焼きとるふり定めし其橋杭を焼きとる

べし折も悪く百人程の客を乗せしる蒸氣車此橋に架掛りて下の川中へ落ちしり只幸よ水少くして死者十七人のみ然れ共皆重傷を受とり嗚呼憐むべし此車中よも婦人小兒もありしとぞ

ヒルギニヤの西方よて南北の軍勢接戦せり而して南方の大將もフロイドなる者よして北方の大將もローセンカランスふる者なり此戦の後南方の軍勢を右地方の城を捨て去れり

バルチモールよて許多の人を入牢せり

ハタヒヤ新聞卷二十三 文久二年八月十六日即

○瓜哇

第九月中の物價を左に記せる如し

生姜最上の品	一ピコル	八才三八
同 中等の品	同	七才零七
胡椒白色の品	同	二十五才一五
同 墨色の品	同	十五才七二
米	同	七才八零
豚肉	同	二十三才五八
墨西哥元 <small>メキシコ</small>	百枚	二百六十二才

○日本

第七月江戸の諸役人も事務宰相の旨を受けて外國人の旅館を造らんが爲に廣き場所を見立て堀を開き堤を築くとせしが暫らく此事を止めて假に江戸の濱邊ふる大君の遊覽所を居留所とせんと云へり此遊覽所を殊に廣く周圍よを堀を開き高き牆を繞らせり是

大君が炎暑の頃よ二三日づゝ逗留せる所あり二三箇月の中よを必此處よ外國人の居留す可き家室を營造す可し假令一日とりといへど外國人よ此の如き處を貸んと約せるとも實に日本政府よおめて信切ある志あるを知らるよ足

れり去ふがら外國人も種々故障あるが爲に遂に之を善とせず

日本政府も外國人を安穩ならしめんとて嚴重に江戸および横濱を警固せり當今既に横濱よても二家の大名其士を出して外國人を警固せるが夜中も更に往來して見廻ると數回あり又政府の役人および兵士を載せる船二艘ありて晝夜となく海面を警固し且遠近を兼廻せり是入津せる日本船を吟味せん爲かる可し

又第八月中よ至りて二個條の難事起れり其一も此月の初と覺へし日本の一宰相が登城せんとせる時よ一人の浪士

あり途中に構へ願書を出さんとして其側は近づけり或も
又此浪士數人かりとも聞及べど其宰相を刺すことを能はず
して僅に家來一人を少しく傷つけるのみ其一も又此月十
七日の夜に當り二三人の惡徒ありて亞人が旅館の柵を破
り既に入來ると見しが番兵の警固せる者速うに役所へ知
らせ警鐘を撞鳴せど番兵等皆出來りて惡徒は向ひ小銃二
口を打放せるが惡徒を忽逃去りて遂に行く所を知らず
毎に政府の役人へ國主の家來等の途中に於て亂妨せるを
考ふれど此地を未平安からず去らざる横濱を次第に繁昌
して新地を拓き人家を營み今も又沼地を埋て平地と成人

とを勉めり此地にて外國人が多く輸出せる者を茶および
糸にして其輸入せる者を硝子織物を多しとす又日本政府
よても亞の高船一艘を買求めて此船を唐土へ遣はし交易
を為さんとす又金坑を開んとして北亞墨利加より鑛夫二人
を雇はん事を托せるが是前より荷蘭より雇へる者と同トく
日ごとよ四百元の給料を與んことを約束せり此等の事を考
れど政府は於ても交易を繁昌からしめんとせる意を知る
よ足る可し

英のエスカデル軍艦一艘蒸氣カノン船三艘も日本政府の
許を受て日本海を測量せんとして出帆せるが預トめ政府へ

乞ひ其役人三名を伴へり其故も彼此の土地へ到着せる時
よ便利を得んとせるが爲なり

長崎に在留せる日本軍艦の役人等も海軍ロイテナンド第
一等とるコロ子リセンダ病よよりて此港に逗留せる事を
許せり此人を既よカセロト船よて横濱へ赴く可き機会を
失へるを以て日本人を幸よ航海術の教諭を受とり

○英吉利

曼識持の書翰よ云へるも兩地より出せる所の木綿千五百
苞を紐育へ輸出せしむ其價英國よ此すれど甚貴して運賃
其他の費用まで悉く引去ども其利益少うらず去む紐育よ

てを騒亂いまだ治らざる事を知るべく又英國よてを其貯
へる木綿の俄よ減少せると惜むべけれど利益の大なるを
以て輸出を止ると能むざる事も亦之を知るべし去ふがら
利未不人の南部よ荷擔せる者も必木綿を北部へ贈ると勿
れと固く約束して後よ漸く之を輸出せり

前年新蘇格蘭よて黄金を含める岩或は黄金の脈を見出し
務て之を掘出せり殊よハリハキスの北英の里法よて四十
里許ある所を尤盛んよして夏中を四百人より八百人まで
此事を勉めたり又近頃の知せよと新蘇格蘭よて更よ數個
所の黄金を含める地を見出せしむ其利あると疑ひかへ又

倫敦の新聞紙も黄金を掘出すと英領の坑夫が最勉むる所として莫大の利益あるべしといへり

英國を近頃新歪阿那のラゴス島を其領主より買得たり但此約束を定むると第八月六日より亞非利加のドモセモ王と英のコンヒル及海軍指揮役あど相會せり其事を英國の新聞紙に載て又次の條約をも掲たり

第一箇條

英國女王をラゴス島の住民を勉勵せしめ又恩恵を加へて此島および近傍の地は於て黒奴高賣せしむるを禁ずべし是よりさき屢賣奴を捕るとよりしてダモメー及他所にも争鬪起れる事あり今之を防ぐんが為かりドモセ王を其執政官と議して證書を出し此ラゴス島および其屬地を以て之を英國女王に譲り其後世迄も及べり去む此後其事を英國女王および其全權に任ずべし

第二箇條

ドモセ王を猶亞非利加に於る如く其王名を存してラゴス住人の争論を程よく之を扱ふ可し去ふがら其罪料を申渡すに至りても英の規則を用ゆ可し

第三箇條

田地を賣渡せしむる時を證書の上よりドモセ王の印を押す可し

是他の領主をして此地を議論せしめざる爲あり去むドモ
セ王も必ず此印證を失わざる可し但ドモセ王を以て此島
および其屬地の代として英國代人よりドモセ王へ此島
て一年中收納せざる可き金子を贈れり

○佛蘭西

巴黎斯の諸日記並にパトリイの中より大利の事を載て其
仁政ある由を説けり其言も當今以大利國の形勢大に變ト
て此國の諸友および此國を防護せる人々も勇氣と親愛の
心を勸勉めしむ最佛稜の地に於ても諸學術交易共盛ん
よ行むる實に前時を兵器を把り戦争せし者忽ち斯く安全

あるに至るを此國再興の機會と云ふ可し此は由て考れむ
遠らざして必ず盛大とふらんと預トめ之を待べし又其
然る故も佛稜の仁愛ある處置と殊に一ソウヘレインの言
を以て之を知べし此人も諸政を統べ専ら仁政を施し衆人
を安堵せしむるを以て已に任とせり

ヒクトルエマ子ウル王も佛稜に於て表觀場を開き諸人よ
許して各種の物を一覽せしむソウヘレインが町役人よ諭
せる辭の中も極めて信切ある名言あり諸方の人其言を傳
へて亞力伯山の彼此に到れり此人も實に智勇ありて其才
政事よ長ト又仁慈あり深く國家を愛し身命を顧みず以

利を平治す可き第一の人と云ふ可し然れ共其意真し國の
盛大からん事を望むといへど恐らくも時勢より種々の
故障あれど俄に其功を成就するも難うらん又ソウヘレイ
にも佛國兵隊の引續き羅馬に在る者を本國へ還すと能
ず又之を留置して其費用を給することも亦能はず抑佛兵を誹
れる者を本國を平治するを欲せず亂を作さんとせる説
を唱ふる者多けれどソウヘレイに敢て之は同意せず羅
馬に在る佛兵を實に必用の者にして且決して不義を成し
我平治せる業を妨ぐるが如き事を成す者非ずと思へり
ヒクトルエマ子ウルを才徳人に勝りて又堅固ある志あり

其勇氣を振ふて衆人に告示せるも専ら本國をして獨
からしめんと勉むる者も其功戰場にて先驅するにも劣ら
ざる可し且羅馬の騷亂も只以大利一國のみならず羅馬教
を信奉せる諸地の盛衰にも係る可き大事あり去む能く思
慮して之を努力す可し名利の爲に心を揺るぎ無算の事を
行ふと勿れとあり

羅馬に在る佛國の大將も或新聞紙を見て其虚説を信し遠
き慮もかく一途に軍を本國へ返さん事を計れるがヒクト
ルエマ子ウルも此事を聞及びて佛國の大將が心を問へど
佛國の大將よりも新聞紙を證據として之を示せり其中に

を羅馬に在る佛兵を退けんと乞へる文あり又其終に至りて官吏の押印を乞へる語あり慥に佛の大將を此等の事を見らるに依て右の如く思へる可し

佛稜よて王の衆人よ告し辭を其意誠實よして人を教訓せる心を見べく真に格言と稱す可し之を彼佛兵を退んと乞へる人の語に比すれば又天地の違あり此説を唱る者も

レニ并にオーストリー地利の心を注ぎ以大利に二心ある者よして且

亦粗暴よして亂を好める者も皆此説を唱て同ト歎願書を出せり此の如く二説の相合せるを私に指圖せる者あるや又を此説を立る者果して何等の爲あるや其意自りら之を

知べし去かぐら此事を我に對して大事を成ものよ非ずといへど此新聞紙の出處を厳しく探索せざる可らず且浮説に欺むる、一事よても佛國政度の可否を知べし

速うよ右の事件を裁判する事なきよ於ても以大利より却て佛の兵隊を辭して還すよ至る可し

佛國よても信切よ以大利を獨立せしめ以大利の志を立しめんよ謀れり此志とも敢て進ると能はず亦支るとも能はず八萬の兵を以て警護せる王の簞子を覆せり是天意の成せる所よして人力の能く及ぶ所よあらず何とふれど人民が信服する所ふれど官吏を爲よ避厭をれ又一つよを敢て

文べうらざる希望に依て一致せり以大利人の斯く尊敬せ
る心を即我等をして今覆せる王の簀子を再度興復すべき
に非ず之に代るも以大利一致せる爲に閩大なる構築を成
ざる可らずと思えしむ

佛國新聞紙は第九月十七日政府より示せるヒクトルエマ
子ウル王の告文を洋教法徒が受取れる事を載とり此法徒
の志を其紙中に記して此告文を佛の朋友よりて之と親し
き政府諸公の怨を起し又人心を惑えし騒亂を起すの兆と
す可しと云へり

○以大利

多靈チユリンの新聞紙は是班牙と王國以大利との事件を載とり其
言はれ是班牙を元來全權の國あるに今を以大利の騒亂に
由て一揆に等しき所為を企て密に其敵國とかり且自ら
唱へて中立と稱しなぐら佛國の兵隊は因て墮地利と合し
羅馬法王を補助せり又是班牙政府を當今明らに以大利に
對して其敵國とり既は是班牙イスマヤコンセルを佛王の命を受けて
之を補助し且那不勒の役所に在り書付を渡せるを見れど
愈敵對の意あること分明なり又他の新聞紙はを以大利を
馬特役所の敵對する事を歎けりと云へど更は已に志を變
ずる事ありと云へり

第九月十三日の書付よゼ子ラルディニを那不勒の同役
へ同月七日八日の祭禮を大會式ふる由を告げ兼て近日
其事を處置し且都府を奇麗し住民の難澁を救ふべき手
術を言ひ遣せり其書よ云へるを那不勒は於てを警固の
兵隊及び市中の掃除人輜重車を備て夜中不淨ふる物を捨
べく且此地を飲料よ當つ可き水少ふくして又諸人の為よ
備とる龍吐水乏しく諸方を照せる光明臺も亦無し總て市
中手狭ふれむ今新よ町を開き家屋を營むを要す是等
の諸事も那不勒の才智ある役人よ因て取扱ふ可し蓋此役
人等も歐羅巴の諸國よ擬せんとする人ふる可しとあり

○俄羅斯

リタウエンの諸地即ウイルナグロドノビヤレストクビー
スキ及ブルセスクリテウスキコウノ等へ俄羅斯政府より
兵隊を出し警固せり其故を此地よ不法の者ども加特里寺
院よ聚り密事を謀り或を歌曲を奏して市中を横行し日夜
穩からざるを以て之を鎮めんとせるが爲あり

波蘭方の者をリタウエンを正しく波蘭人種ポーレンの所領ありと
言へども俄羅斯役人も常よ此地を王國波蘭の如くふら
むる事を人皆怨で此兩國の間を妨げんと謀ると云へり

○土耳其

維也納の新聞紙はモンテ子グレ疆界の事を記せり其言は
モンテ子グレの諸侯と土耳其領北西國の軍務指揮役オ
メルパスカと應接せる時パスカも土耳其領へモンテ子グ
レ人決して入可うらずと約せるは彼を之を聽ずして其領
内へ犯し來るのみならず烈しく諸處を亂妨し土耳其海陸
軍務運送の諸物を奪ひスキタリを攻破りたり是故に土耳
其人もモンテ子グレ人を襲ひポドゴリサの近傍にて三十
人を殺せりと云ふ

發閱目錄

舶來蕃書類
官版原書類
同翻譯書類

老皂館

東都豎川三之橋

萬屋兵四郎

